

○盛岡・紫波地区環境施設組合職員の降給に関する条例施行規則

平成28年 3 月 29 日 規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、盛岡・紫波地区環境施設組合職員の降給に関する条例（平成28年盛岡・紫波地区環境施設組合条例第 5 号）の施行に関し、必要な事項を規定するものとする。

(規則で定める措置等)

第 2 条 規則で定める措置等に関しては、職員の降給に関する条例施行規則（平成28年矢巾町規則第45号）の例による。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。